

## 6-2. 都市機能誘導区域に関する届出

### 1) 届出の対象

本計画において、都市機能誘導区域それぞれについて誘導施設を位置づけています。都市機能誘導区域外の場所や都市機能誘導区域内であっても当該施設の位置づけない場所で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合は、市長への届出が義務付けられています。

#### 【届出対象となる行為】

- 開発行為 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
- 建築行為など 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### 【届出の対象となる施設及び場所】

届出が必要な施設及び都市機能誘導区域は以下のとおりです

#### 【誘導施設】

(利便性の高い保育関連機能)

- ①幼稚園(学校教育法第1条に規定)
- ②保育所(児童福祉法第39条第1項に規定)
- ③認定こども園

(就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定)

- ④小規模保育事業を営む事業所(児童福祉法第6条の3第10号に規定)

(多様なニーズに対応する医療機能)

- ⑤医療モール(小児科または産科を含む複数の診療科を有するもの)
- ⑥病院・診療所で病児保育などを含むもの(医療法第1条の5に規定)

(まちの顔としても機能する文化・生涯学習機能)

- ⑦生涯学習複合施設

(楽しみながら買い物ができる商業機能)

- ⑧大規模集客施設

(店舗、飲食店の他、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、展示場、遊戯場、その他これらに類する用途の床面積の合計が1万㎡を超えるもの)

(世代間交流を支えるコミュニティ機能)

- ⑨コミュニティ施設

(高齢者向け集合住宅などに併設され、地域交流の拠点として活用可能な施設)

(地域の生活を支える商業機能)

- ⑩大規模小売店(食料品や日用品を取り扱う、売り場面積1,000㎡以上の施設)

表 都市機能誘導区域と届出の関係

	① 幼稚園	② 保育所	③ 認定こども園	④ 小規模保育事業所	⑤ 医療モール	⑥ 病院・診療所	⑦ 生涯学習複合施設	⑧ 大規模集客施設	⑨ コミュニティ施設	⑩ 大規模小売店
門真市駅周辺 都市機能誘導区域	届出 不要	届出 不要	届出 不要	届出 不要	○	○	○	届出 不要	○	○
古川橋駅周辺 都市機能誘導区域	○	○	○	○	○	○	届出 不要	○	○	○
大和田駅周辺 都市機能誘導区域	○	○	○	○	○	○	○	○	届出 不要	○
門真南駅周辺 都市機能誘導区域	○	○	○	○	届出 不要	届出 不要	○	○	○	○
南部拠点周辺 都市機能誘導区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	届出 不要
都市機能誘導区域外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：届出が必要となる施設

注) 病院を整備しようとした場合の例を以下に示します。

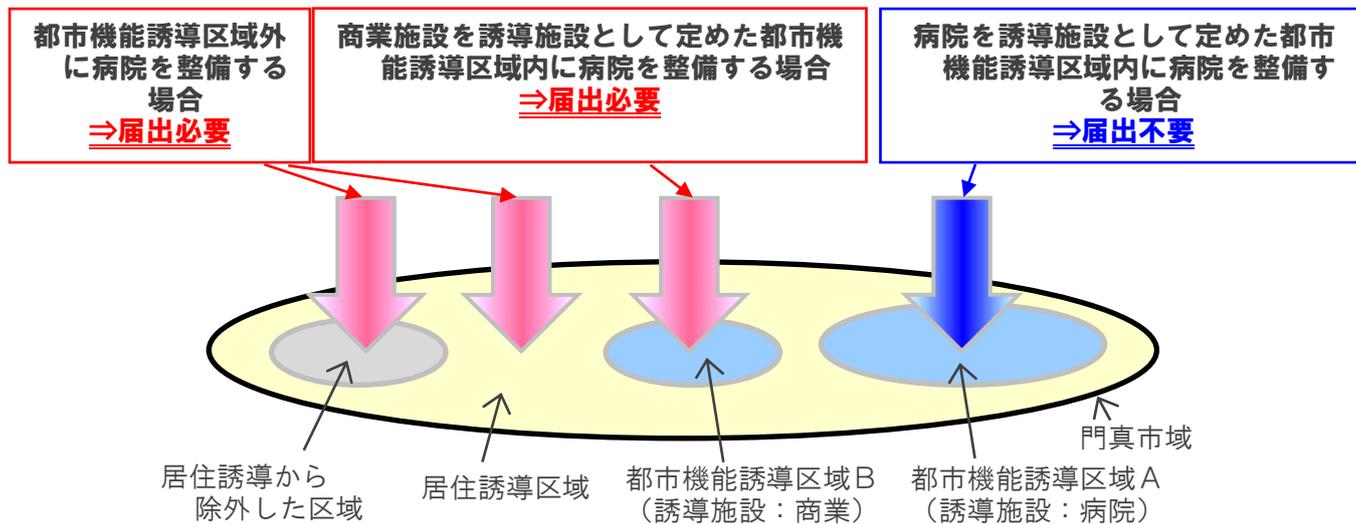


図 都市機能誘導に関する届出対象となる場所

## 2) 届出に必要な書類等（都市機能誘導区域）

開発行為などに着手する 30 日前までに届出を行うことが法律により定められており、提出書類などについては以下に示すとおりです。

表 届出に必要な書類など

	開発行為の場合	建築行為などの場合
届出様式	様式（別途定める）	様式（別途定める）
添付書類	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上 ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上 ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書

